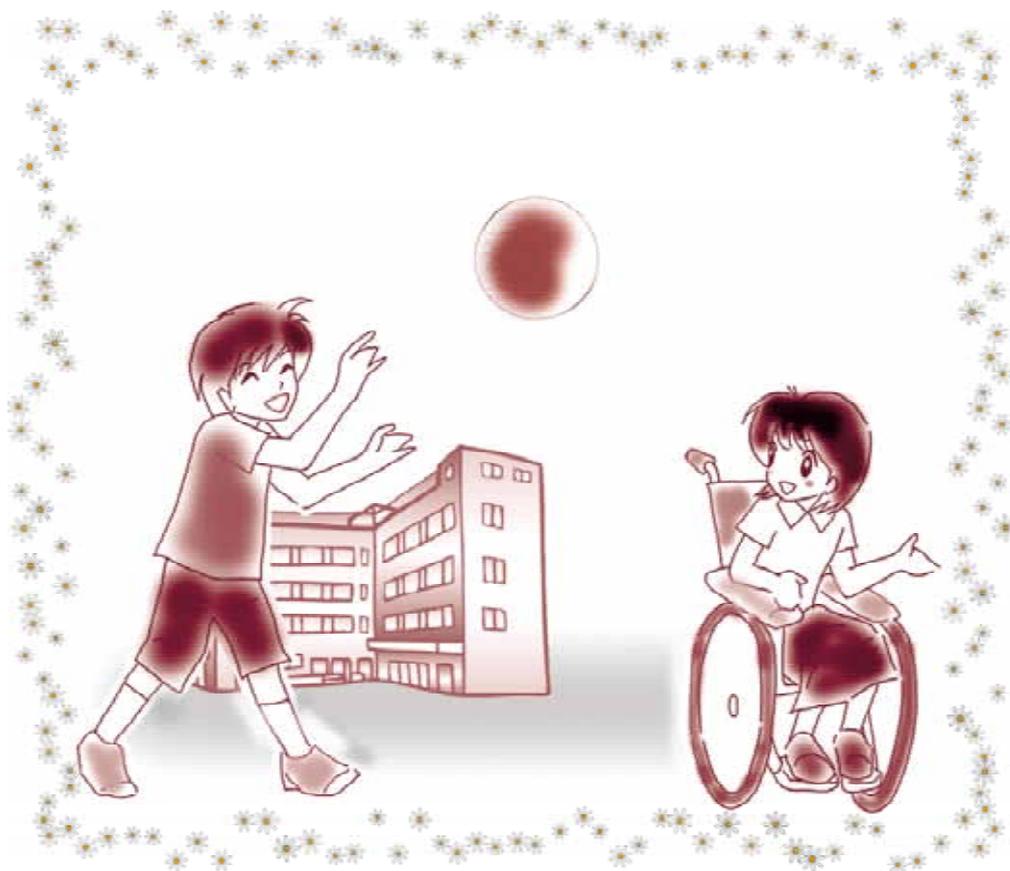


副学籍による 交流教育実施の手引き

～ 共に育ち、共に学ぼう この横浜で
“ 交流教育 ” による共生社会の実現をめざして～



横浜市教育委員会

はじめに

平成16年6月改正の障害者基本法では、国及び地方公共団体に対して「障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を積極的に進めること」が規定されました。

また、平成17年12月には、中央教育審議会より、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」が示され、平成18年6月には、学校教育法等の一部改正がなされました。小・中学校においては、特殊学級を特別支援学級に改正すること、LD、ADHD等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことや、これまでの盲・ろう・養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に転換し、小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について特別支援学校が助言・援助に努めることなどが明示される等、平成19年4月からは特別支援教育推進のための新たな教育制度が施行されました。今後、盲・ろう・養護学校は、特別支援教育を推進する上で、より一層重要な役割を担うことが求められています。

さらに、平成18年12月22日に公布、施行された教育基本法において、「障害のある者が、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」ことを新たに規定しています。

本市におきましても、平成16年度に策定した「横浜市障害児教育プラン」に基づき、特別支援教育の実現に向けた新たな教育システムの構築を目指した施策・事業を展開しております。

プランでは、LD、ADHD、高機能自閉症等の子どもを含めたすべての障害のある児童生徒等の就学から義務教育段階の具体的支援の手立て、そして、後期中等教育から就労に至るまでのライフステージを見通した支援体制づくりについて、また、これまでの個別支援学級や通級指導教室、盲・ろう・養護学校など、障害児教育を担ってきた場の在り方や、通常の学級における個別的な支援を含めた、障害児教育のさらなる充実を図るための方策などについて、横浜市のこれまでの教育財産や人的資源を最大限に生かしながらも、教職員の意識改革を含めたより抜本的な施策の必要性を強調しています。

そしてさらに、地域を核とした学びの場の保障や支援を実現していくための「副学籍」の取組についても述べています。

このため、平成17年度から、「副学籍モデル校事業」を立ち上げ、平成7年度より推進してきた居住地校交流のさらなる充実をめざした研究を、モデル校における実践的な取組を通して進めてまいりました。これを踏まえ、平成19年1月策定の「横浜教育ビジョン推進プログラム」の重点施策の一つに「横浜から創る新たな特別支援教育の推進」を掲げ、「副学籍の推進による心のバリアフリーの促進」についても、重点事業として平成19年度より、全校展開していくことといたしました。

この度、副学籍検討プロジェクトの細村委員長、関戸副委員長をはじめ、委員の方々のご協力を得て、このような手引きをまとめることができましたことに、心より感謝申し上げます。

各学校におかれましては、これまでも積極的に交流教育の実践に取り組んでいますが、ノーマライゼーションの理念に基づく教育の趣旨とその重要性をご理解いただくとともに、この手引きを積極的にご活用いただき、地域における交流及び共同学習のさらなる推進により、21世紀を生き抜く子どもを育む学校・学級を創造していくことを心より期待します。

平成19年4月
横浜市教育委員会

目 次

1 共に育ち、共に学ぶ交流及び共同学習のめざすもの

- (1) 副学籍とは 1
- (2) 副学籍の取組のめざすもの 1

2 副学籍による交流教育実施の流れについて

- (1) 副学籍による交流教育実施の流れ 2

3 副学籍による交流教育を効果的に進めるにあたって

- (1) 小・中学校（副学籍校）における具体的な体制づくり 4
- (2) 校内委員会等校内組織づくり 5
- (3) 副学籍による交流教育実施のための準備体制 6
- (4) 副学籍による交流教育の教育課程上の位置づけ 7
- (5) 「個別の教育支援計画」への記載 8
- (6) 「交流教育実施計画書」の作成 9
- (7) 副学籍による交流教育実施上の留意事項 10
 - 小学校 中学校
 - 特別支援学校
 - ・ 視覚障害
 - ・ 聴覚障害
 - ・ 知的障害
 - ・ 肢体不自由
 - ・ 病弱
- (8) 副学籍の取組についての評価と改善に向けて 19

4 副学籍による交流教育の事例

- (1) 特別支援学校（視覚障害）児童の交流教育 21
- (2) 特別支援学校（聴覚障害）児童の交流教育 23
- (3) 特別支援学校（知的障害）児童生徒の交流教育 25
- (4) 特別支援学校（肢体不自由）児童の交流教育 27
- (5) 特別支援学校（病弱）児童生徒の交流教育 29

副学籍による交流教育 Q & A

- Q 1 副学籍による交流教育を始めるとき、学校としてどのような点に配慮する必要がありますか。 3 3
- Q 2 在籍校、副学籍校両校の担任同士の連携の仕方について、教えてください。 3 4
- Q 3 副学籍による交流教育の実施にあたって、保護者・本人の希望はどこまで受け入れることが必要ですか。 3 5
- Q 4 副学籍による交流教育に担任の引率ができない場合は、どうすればよいでしょうか。 3 6
- Q 5 副学籍による交流教育は、副学籍校と特別支援学校の児童生徒にとって、どのような意義があるのですか。 3 7
- Q 6 副学籍による交流教育で、授業交流をする場合、副学籍校では特別な授業をするのですか。また、評価はどうしますか 3 8
- Q 7 副学籍による交流教育実施に、施設面の整備（改善）が必要な場合は、どうしたらよいでしょうか。 3 9
- Q 8 学区に居住する県立特別支援学校の児童生徒についても、副学籍について同様に対応するのでしょうか。 4 0
- Q 9 副学籍による交流教育で、万一事故が起きたとき責任はどこにありますか。 4 1
- Q 10 副学籍による交流教育を行った場合、出席簿等の記載はどうしますか。また、在籍校の休業日に交流教育を行った場合は、どうなりますか。 4 2
- Q 11 児童生徒の居住地の小・中学校以外の学校を副学籍校として指定してもらうことはできますか。 4 2
- Q 12 「副学籍による交流教育」実施の経過を教えてください。 4 3

資料編

- ・副学籍による交流教育実施要綱 4 5
- ・副学籍による交流教育実施要領 4 7
- ・副学籍による交流実施関連書式 4 9
- ・副学籍による交流教育のご案内 5 5
- ・居住地校交流実施状況（平成18年度） 5 7
- ・副学籍検討プロジェクト会議等における審議経過 5 8
- ・平成17～18年度 副学籍検討プロジェクト会議名簿 5 9